

新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金取扱要綱（平成 27 年 1 月 6 日制定） 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第 1 条～第 4 条 （略）</p> <p>（融資条件）</p> <p>第 5 条 融資条件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（5） 貸付利率</p> <p>ア 償還期間が 60 か月以内のもの 年 1. 45 パーセント</p> <p>イ 償還期間が 60 か月を超えるもの 年 1. 65 パーセント</p> <p>（6）～（10） （略）</p> <p>第 6 条～第 16 条 （略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この要綱は、平成 27 年 1 1 月 1 日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>この要綱による改正後の新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金取扱要綱第 5 条の規定は、平成 27 年 1 1 月 1 日以後に貸し付けた資金について適用し、平成 27 年 1 0 月 3 1 日以前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。</u></p>	<p>第 1 条～第 4 条 （略）</p> <p>（融資条件）</p> <p>第 5 条 融資条件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（5） 貸付利率</p> <p>ア 償還期間が 60 か月以内のもの 年 1. 6 パーセント</p> <p>イ 償還期間が 60 か月を超えるもの 年 1. 8 パーセント</p> <p>（6）～（10） （略）</p> <p>第 6 条～第 16 条 （略）</p>